

施行	平成13年5月15日
改定	平成15年4月1日
改定	平成18年5月1日
改定	平成22年5月6日
改定	平成24年3月28日
改定	平成25年4月26日
改定	平成26年4月15日
改定	平成27年4月20日
改定	令和2年4月20日
改定	令和4年4月15日
改定	令和5年4月7日

## BELCA賞実施要領

### 第1章 本実施要領の目的

第1条 BELCA賞表彰規程第8条に基づき、BELCA賞の表彰に必要な事項につき次のように定める。

### 第2章 募集および表彰

(募集方法)

第2条 会長は、毎年応募要項を定め、BELCA賞の選考対象建築物を募集するものとする。

募集を行うに当たっては、建築・設備に関係のある新聞及び雑誌に広報し、周知を図るものとする。

(関係者)

第3条 BELCA賞の応募は、応募しようとする物件の関係者が行うものとする。

なお、BELCA賞における関係者とは次のものをいう。

(1) ロングライフ部門においては所有者、設計者、維持管理者、施工者をいう

なお、設計者および施工者には、新築時の設計者および施工者のほか当該物件のロングライフ化に貢献した者を含むものとする

また、維持管理者は所有者のほか、当該物件の維持管理業務に継続的に貢献した主たるメンテナンス会社等を含むものとする

(2) ベストリフォーム部門においては所有者、改修設計者、改修施工者をいう

(応募の申込)

第4条 所定の申込書にて申し込むものとし、応募に要する費用は応募者の負担とする。

2 選考過程で必要が有る場合は、追加資料の提出を求めるものとする。

3 前回までに応募したものの再応募も受け付ける。

(表彰式)

第5条 原則として当協会の総会開催時に表彰式を行う。

(表彰状および賞牌)

第6条 会長が贈呈する表彰状は関係者が複数の場合には相応数の数とし、賞牌については1物件につき1個贈呈するものとする。

なお、贈呈する関係者が賞牌の複製品を希望する場合には、作製費用の負担を条件として申し込む

ことができる。

### 第3章 選考方法

(BELCA賞の選考対象とする建築物)

第7条 BELCA賞において選考対象とする建築物（設備、建築基準法上の工作物及び2棟以上の建築物群を含む）は次の通りとする。

- (1) ロングライフ部門においては、長期使用を考慮した設計のもとで建設されるとともに、募集する年度の6月30日において竣工後40年以上にわたり適切に維持保全され、さらに、今後10年以上にわたって維持保全されることが計画されている建築物
  - (2) ベストリフォーム部門においては、社会的・物理的な状況の変化に対応して、今後の長期使用のビジョンを持って、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされた、募集する年度の6月30日においてリフォーム後1年以上かつ5年未満の建築物  
なお、改修には建築物の復元を含むこととする。
- 2 前項の建築物であっても、次のものは選考の対象としない。
- (1) 日本国外に所在する建築物
  - (2) 文化財保護法で規定される重要文化財および文化財保護法第182条第2項に基づき地方公共団体により指定された文化財（ベストリフォーム部門へ応募するもので、当該リフォームに国等からの特別の助成を受けていないものを除く。）
  - (3) 保存を主目的とするもの
  - (4) 建築物そのものが展示物となっているもの
  - (5) 区分所有建築物の専有部分のみもの
  - (6) 過去にロングライフ部門で表彰したもの（ベストリフォーム部門へ応募するものを除く。）
  - (7) 竣工当初の床の躯体部分で保存・復元されている部分の面積が、竣工当初の床面積全体の50%未満のもの

(選考の方法)

第8条 BELCA賞の選考は第1次選考、第2次選考により行うこととし、それぞれ次のように定める。

- (1) 第1次選考は書類選考により、第2次選考対象としてロングライフ部門、ベストリフォーム部門合わせて15物件以内を選考する。
- (2) 第2次選考は現地調査により、両部門合わせて数点物件を選定する。ただし、両部門合わせて10物件を限度とする。

(選考において評価する内容)

第9条 BELCA賞の選考は、建築物の企画、設計、施工、維持管理などの項目を検討し、総合評価に基づいて行うものとする。

2 前項の総合評価については、次の項目を基準として行う。

ロングライフ部門

- (1) 建築物の基本的な構造または外観等が維持され、今日まで地域に根付いて長期にわたり使用されていること。
- (2) 所有者が建築物の長期使用に対して明確な意志を有し、そのもとに当該建築物の長期使用が実現し、また、計画されていること。
- (3) 設計者、施工者、及び維持管理者が、当該建築物の設計、施工、維持管理において長期使用に対する適切な配慮をしてきたこと。
- (4) 今日における社会的存在として求められる補修・改修が適切になされている（今後なされること

が確実な場合も含む) こと。

- (5) 今後10年以上にわたって使用するための維持保全計画書が適切に策定されており、地球環境に配慮し、かつ周辺環境の維持・向上に寄与するような建築物の運営が、将来に向けて行われていくと認められること。

ベストリフォーム部門

- (1) 社会的・物理的な状況の変化に対応して、蘇生させるもしくは飛躍的な価値向上等をさせるリフォームがなされていること。
- (2) 所有者の長期使用に向けた明確なビジョンのもとにリフォームがなされていること。
- (3) 所有者・改修設計者・改修施工者の適切な連携のもとでリフォームが計画され、実施されていること。
- (4) 今日における社会的存在として求められる補修・改修はもちろん、地球環境に配慮し、かつ周辺環境の維持・向上に寄与するようなリフォームがなされている(従前になされた場合を含む) こと。
- (5) 今後の長期使用に向けて維持保全計画書が策定されていること。

(選考結果の報告及び公表)

第10条 BELCA賞の選考が終了したときは、選考委員会は会長に報告するものとする。

- 2 報告を受けた後会長は、応募者に通知するものとする。
- 3 会長は選考結果について、建築・設備に関する新聞及び雑誌等に公表するものとする。

(理事会への報告)

第11条 BELCA賞の選考結果について、会長は理事会に報告するものとする。

## 第4章 選考委員会

(選考委員会の任期)

第12条 選考委員会の委員は、会長が委嘱するものとし、任期は2年とする。

なお、中間に委嘱した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(選考委員の公表)

第13条 BELCA賞の選考委員名は応募要項に付記し公表するものとする。

(選考委員会の構成)

第14条 選考委員会は、建築・設備に関する学識経験者及び専門技術者等で構成し、組織は次のとおりとする。

- (1) 委員数は10名程度とする
- (2) 委員は、学識経験者、設計・施工、設備、維持保全(所有者、メンテナンス関係者)の4分野から委嘱を行うものとする。
- (3) 委員長は、委員会の目的を達成するために、臨時委員として専門技術者に選考委員会への参加を依頼することができる。臨時委員の任期は、選考委員会における当該年の選考が完了したときをもって終わる。

(選考委員会の運営)

第15条 選考委員会は、委員会の合議により選考結果を確定するものとする。

- 2 選考委員会は委員の過半数の参加により成立する。また、委員長に事故ある場合は、副委員長がその

職務を代行する。

- 3 委員または委員の所属する組織が関係する物件が業績の候補となったときには、その委員は当該物件の選考に関与しないものとする。

## 第5章 運営委員会

(委員の任期)

- 第16条 運営委員会の委員は会長が委嘱し、その任期は1年とする。  
ただし、中間に委嘱した委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の構成)

- 第17条 運営委員会は10名程度で構成する。

## 第6章 雑則

(その他)

- 第18条 この実施要領に特段の定めのない事項については、会長が定める。

附則 本実施要領は、平成13年5月15日より施行する。

附則 本実施要領は、平成15年5月1日より施行する。

附則 本実施要領は、平成18年5月1日より施行する。

附則 1 第12条および第16条の任期については、平成24年に委嘱する再任の委員については1年とする。

2 本実施要領は、平成22年6月1日より施行する。

附則 本実施要領は、平成24年4月1日より施行する。

附則 本実施要領は、平成25年5月1日より施行する。

附則 本実施要領は、平成26年5月1日より施行する。

附則 本実施要領は、平成27年5月1日より施行する。

附則 本実施要領は、令和2年5月1日より施行する。

附則 本実施要領は、令和4年5月1日より施行する。

附則 本実施要領は、令和5年5月1日より施行する。